

2 1 世紀出雲市行財政改革大綱

平成 1 7 年(2005) 1 2 月

出雲市行財政改革推進本部

I 行財政改革への取り組み

平成17年3月22日、2市4町は、幾多の紆余曲折を乗り越え、大同団結し、新出雲市を誕生させました。

新出雲市の市政運営にあたっては、出雲の國づくり計画の基本精神を承継しつつ、本格的な地方分権時代に対応すべく練り上げた21世紀出雲のグランドデザインを羅針盤として力強く前進するものであります。

とりわけ、新市の行財政改革については、それぞれ2市4町において推進大綱等を定め計画的に取り組んできた経緯を踏まえつつ、この合併を改革の最大の好機として捉え、住民サービスの維持・向上と簡素で効率的、かつ長期に安定した行財政運営に向けての展望を切り拓くよう新たな決意をもって臨むものであります。

そのため、市においては本年8月に行財政改革推進本部を立ち上げ、プロジェクトチームを中心として全庁一丸となった推進体制をもって取り組むとともに、出雲市行財政改革審議会に対し行政の効率化、職員の定員管理や給料の適正化、財政運営、電子市役所と行政サービスのあり方などの重点項目について諮問いたしました。その結果、活発かつ慎重なるご議論いただき、この度意見具申を受けたところであります。

本大綱は、それらのご意見、ご提案を十分斟酌し、日本海西部の中核拠点都市にふさわしい行財政改革の指針として策定するものであります。

改革の実現に向けては、少なからず痛みを伴うものであります。まず、行政自らが従来の行政システムにとらわれず自律、自己変革し、果敢に挑戦していくことで、必ずや実を結ぶものと確信するものであります。

特に、実施にあたっては、車の両輪として議会の理解とサポートが不可欠であり、さらに、市民との責任及び役割分担を明確にした協働によるパートナーシップの構築が大きなカギとなります。真に合併して良かったと評価される「日本のふるさと出雲の國づくり」に向け、一体となった取り組みをお願いする次第であります。

Ⅱ 行財政改革の基本方針

1 地方分権時代に対応するまちづくり

本市は、21世紀出雲のグランドデザインにおいて示すように、地方分権時代に対応し、また、地域間競争時代を勝ち抜く体力と能力をつけるため、「地域のことは地域自らが考え、決定し、その責任において行動する」新たなシステムづくりを目指すものであります。

そして、予想以上に変化し厳しさを増す社会経済情勢の中で、新生出雲市の行財政を長期に安定させ、さらに発展させるため、怯まず、緩まずの気概をもって行政改革を断行します。そのためには、行政及び市民が共に将来への強い危機意識をもつとともに、自立する15万都市の形成に向けて改革意欲の醸成に努めます。

新市の発展に向けては、国県からの権限移譲や構造改革特区設定等への適切な対応を図り、行政の政策形成能力や自治能力を高めていくことはもとより、市民、NPO、ボランティア団体等と行政がそれぞれ果たすべき役割を自覚・認識し、市民と行政の協働システムによる一体となった取り組みを強力に推進します。

2 市民本位のサービスの徹底

行政運営にあたっては、常に市民の視点に立ち、高度多様化する住民ニーズに迅速・的確に対応をするよう努め、そのため、職員の意識改革の徹底を図るとともに能力・資質の向上に向けて教育・研修を強化します。

組織機構や職員定数及びその処遇のあり方については、合併協議において定めた調整方針や国・県の動向を踏まえつつも、さらに、一層のスリム化と機能の充実に努め、真に市民に理解され、信頼される制度の構築を図ります。

特に、合併において大きな試金石となっている支所のあり方については、行財政改革の視点から早期にスリム化を基本とした組織体制への移行を目指すものとするが、本庁との連携強化により住民の混乱や不安を回避し、住民サービスの低下を招かないよう努めます。

そのためには、電子市役所の構築による業務の迅速化と省力化の徹底を図り、市民のニーズに対応します。また、市民とともに歩む開かれた行政を目指し、様々なメディアを通じた行政情報の周知・公開による情報の共有化を図るとともに、市民が等しく利用できるようICT*環境の整備に努めます。

* ICT=Information & Communication Technology

インターネット、携帯電話、デジタル放送などを活用して多様なコミュニケーションの実現を図る情報通信技術をあらわす言葉

3 簡素で効率的な行財政運営

依然として国や地方を取り巻く財政状況は厳しく、景気の回復も不透明な状況下において、三位一体改革による地方交付税や補助金の見直しが進められており財源の不足が懸念されます。そのため、予算の重点配分及び徹底した経費節減を行うとともに、より最小の経費で最大のサービス効果が上げられるよう選択と集中による事務事業の見直しを行います。

また、適正な受益と負担による行政サービス水準の確保に努め、高度・多様化する住民ニーズに対し職員一人ひとりが前例や固定概念にとらわれず経営感覚、コスト意識を持つよう努めます。

グランドデザインに基づく重点・主要施策の実施にあたっては、将来の財政負担を見据えつつ、産業経済の発展によって財政基盤の強化につなげるよう中期財政計画による計画的な執行を行います。

歳出経費の縮減に向けては、すべての業務について民間への移譲・委託、アウトソーシング等の可否について精査し、行政の守備範囲を明確化しつつ、住民との協働体制の確立を図ります。特に、合併により引き継いでいる公共施設の管理運営については、類似施設の整理統合を含めた見直しを行うとともに、コストの削減と住民サービスの維持向上を図るよう指定管理者制度の導入・移行を基本とし、民間活力の積極的な導入を促します。また、外郭団体や第三セクターなどについても設立の趣旨や市の関与を明確にし、整理・統合に努めます。

Ⅲ 行財政改革の推進

- 本大綱は、平成 17 年度から概ね 10 年間の行財政改革の指針とし、可能な限り目標数値等を設定した実施計画（平成 17 年度から平成 21 年度の 5 年間）を策定します。
- 行財政改革の推進にあたっては、出雲市行財政改革推進本部を中心として全庁一丸となった体制で取り組み、定期的に進捗管理を行います。
- 行財政改革の実施状況については、市議会への報告及び広報誌、ホームページなどにおいて積極的に情報公開するよう努めます。

IV 個別の実施方針

1 行政の効率化

(1) 事務事業の見直しと業務の民間委託の推進

① 分権時代にふさわしい事務事業の見直し

事務事業の見直しにあたっては、絶えず事業の精査・点検を行い、真に住民サービスの維持・向上のために必要な事業を絞込むとともに、事業化に際しては、最小の費用で最大の効果をあげるよう常に費用対効果を検証する。

また、行政運営の情報は、市民との共有情報であることを常に認識し、積極的にわかりやすく公開し、透明性と信頼性を確保する。

ア 事務事業の整理・統合

- ・ グランドデザイン及び基本計画に基づく重点・主要施策並びに関連する事業の重点実施
- ・ 事務事業の優先度や緊急度の総合的な勘案
- ・ 類似事業の整理・統合化による事業のスクラップ・アンド・ビルドの促進
- ・ 公平性や財政負担への影響を踏まえ、合併未調整事項を早期に調整・統一
- ・ 行政の役割・守備範囲の明確化、民間活力の積極的な導入

イ 事業の費用対効果

- ・ 多様化・複雑化する住民ニーズを的確に把握
- ・ 常にコスト意識をもち、効率化の観点に立ち効果を検証
- ・ 事業の効果分析と評価によるフィードバックと次の事業への反映

ウ 市民に開かれた行政運営

- ・ ホームページ、広報誌等の充実と周知の徹底化
- ・ 情報化施策の普及と利用促進
- ・ ホームページや電子メール等を通じた幅広い情報収集
- ・ 市政フォーラムや市民参加型のディスカッション等による対話と交流の推進

② 業務の民間委託の推進

組織のスリム化とコスト削減による行財政運営の効率化の視点を踏まえ、市の守備範囲を明確化しつつ、業務の外部委託を積極的に推進する。

- ・ 定型的業務を含めた事務・事業全般にわたる総点検の実施
- ・ 住民サービスの維持・向上を図るよう計画的な取り組み
- ・ 事務のアウトソーシング、PFI、NPO及びボランティア組織の活用、住民との協働等多様な手法の導入と仕組みづくり

(2) 時代に即応した組織・機構の見直し

① 市民との協働と組織のスリム化

社会経済環境の変化や本格的な地方分権時代に対応し、地域特性を踏まえた市民本位の政策展開を進めるとともに、市民及び多様な団体等との協働によるパートナーシップを構築し、組織のスリム化を図り、効率的な行財政運営を行う。

- ・ 横断的な組織連携の強化
- ・ 合併効果としての職員削減の早期実現
- ・ 市長部局及び教育委員会双方所管の生涯学習・社会教育部門を早急に調整・統一
- ・ 政策企画機能の充実・強化を図るよう迅速・的確な情報収集や広報活動体制を構築
- ・ 市民にわかりやすい組織への再編
- ・ 地域協議会の機能を活かした地域協働システムの確立
- ・ 市民の政策決定への参画促進、各種審議会への公募制度の導入
- ・ 各種施策や制度に対するパブリックコメント等、フィードバックシステムの確立

② 支所の組織体制

支所の組織体制については、住民ニーズへの迅速な対応に留意しつつ、情報通信ネットワークの整備による本庁との連携強化や住民との協働体制の確立を図ることにより、スリム化を基本とした体制とする。

- ・ 基本機能は、窓口サービス等住民サービスに密着した業務に集約
- ・ 合併協議調整方針に基づく10年の整備計画期間にとらわれず、早期にスリム化

(3) 公共施設の管理運営の見直し

市の施設の管理については、民間企業等のノウハウを活用し、市民サービスの向上や施設の効果的かつ効率的な運営が期待される指定管理者制度を積極的に導入・移行する。

- ・ 外郭団体・公共的団体等への管理委託施設は、原則公募とする指定管理者制度へ移行し、サービス向上と事務コストを縮減
- ・ 直営管理施設への積極的な導入
- ・ 指定期間は、基本を5年とし、既指定施設については速やかに統一
- ・ 地域住民が常時使用する小規模な集会所施設を地域へ移譲
- ・ 合併に伴う類似施設の統合・整理による効率的な運営

(4) 外郭団体の見直し

合併により引き継いだ外郭団体については、事業展開、社会経済情勢の変化に対応するよう見直し、経営の健全化を図る。

- ・ 類似業務の整理・統合及び統廃合も含めた合理化・効率化
- ・ 指定管理者制度への移行を踏まえたコスト意識、競争原理による体力強化

① 公社・財団法人

- ・ 人員配置及び給与等処遇の基準の統一或いは明確化
- ・ 所有財産等の適正な管理執行体制の整備
- ・ 積極的な情報公開による事業の透明性、公平性の確保

② 第3セクター

- ・ 市からの役員派遣による経営参画と（市出資が50パーセント以上）監査等監視体制の強化
- ・ 役職員数や処遇の見直しによる組織機構のスリム化、経営の健全化

2 定員管理と給与の適正化

(1) 定員管理の適正化

合併効果の早期実現を図るため、事務事業の見直しと事務の減量により職員数の削減に努め、組織・機構のスリム化を図る。

- ・ 合併協議の目標255名を可能な限り早期に削減
- ・ 効果的な退職勧奨制度の創設による計画以上のスピードでの定員削減
- ・ 平成17年度中に定員適正化計画を策定

(2) 職員給与の適正化と総人件費の抑制・縮減

経常的経費の増加傾向に鑑み、総人件費の抑制を図るため、国・県及び他市の動向を踏まえつつ、給与体系を職員の士気が低下せず職務能率が向上するような、能力や業務実績を重視した適正ものとなるよう見直す。

- ・ 市民から理解される給与体系の確立
- ・ 地域の民間賃金水準を踏まえた給与水準への引き下げ
- ・ 特殊勤務手当を含む諸手当の点検・見直し
- ・ 平成17年度中に総人件費の引き下げ率の数値目標を設定

(3) 人事評価・職員研修の強化

人事院勧告に基づき、職員の士気を高揚させ、職務能率の向上を図る上から必須の制度である人事評価制度を早急に導入する。

また、職員一人ひとりが常に問題意識を持ち、自覚と責任を持って行政運営を行うために政策形成能力の一層の向上を図るよう職員研修を強化する。

- ・ 勤務成績に基づく昇給制度や勤勉手当への実績の反映
- ・ 職員の自己啓発と改善や合理化への積極的な取組みの促進
- ・ 職務に合致した自主研修、海外研修、専門研修など研修メニューの体系化
- ・ 職員全体の資質の向上

3 自治自立の財政運営

(1) 新市建設への財源確保・節減

グランドデザインに掲げられた重点施策・主要事業の着実な実行を図るため、歳入歳出全般について常に見直し、財政運営の指針となる中期財政計画を基本とした予算編成によって、自立的・計画的で持続可能な財政運営を行う。

① 歳入について

税源移譲に伴い地方税のウエイトが高まることから市税等の収納対策を強化するとともに、新産業の創出をはじめとする産業活性化、観光施策、企業誘致など税源涵養に資する施策を積極的に展開し、地域経済を活性化することにより市税の増収を図る。

- ・ 市税等の収納対策の強化
- ・ 都市計画税の課税対象地域の見直しについての検討
- ・ 使用料・手数料等の見直し
- ・ 遊休資産等の活用（処分及び短期貸付）
- ・ 合併特例債等の有利な財源の確保と活用

② 歳出について

経常経費の更なる削減を図るとともに、グランドデザインに掲げられた重点施策の主要事業への重点配分が可能となるよう、予算編成時において全事務・事業の見直しを行う。

- ・ 人件費総額の抑制
- ・ 計画的な建設事業の選択・執行による公債費の抑制
- ・ 施設管理等の維持管理に関わる経費の縮減
- ・ 中期財政計画に基づく厳正な事業執行
- ・ 財政情報の市民への公表

(2) 使用料等の負担と補助金等の受益のあり方

① 使用料、手数料等について

使用料、手数料等については、受益に係る費用（対価）として性格、受益を受けない者との均衡、社会経済情勢の変化を踏まえた適正な料金体系となるよう適宜適切に見直しを行う。

【使用料・手数料等の見直し指針】

- ・ 「負担（受益）と公平の原則」の徹底
- ・ 社会経済情勢の変化に対応した適正な使用料等の設定

- ・ 提供するサービスに係るコストの適切な反映
- ・ 市民生活への配慮と類似団体・近隣市町との均衡

② 補助金等について

グランドデザインに掲げられた重点施策を達成するために必要なものを重点的に交付するとともに、時代に即したものとなるよう適宜、廃止、整理・統合等の見直しを行う。

【補助金等見直し指針】

□廃止するもの

- ・ 施策の浸透、普及等により事業目的が達成されたもの
- ・ 社会経済情勢の変化により、事業効果の薄れているもの
- ・ 小額又は低率補助であり、事業効果の薄いもの
- ・ 対象事業が収益を伴うものであり、融資等の代替措置によっても十分目的が達成できるもの
- ・ 長期継続している補助金で、事業目的があいまいになっているもの
- ・ その他、行政が関与すべき範囲を超えていると認められるなど「公益上の必要性」から補助金として不適切なもの

□整理・合理化するもの

- ・ 新市で統一調整する補助金等については、制度の経緯、実績、地域特性等に配慮しつつ、速やかに統一
- ・ グランドデザインの重点施策、主要事業に沿った補助金等の新設、存続
- ・ 補助率、補助対象の見直しによる事業費の縮減
- ・ 類似目的の補助金、同一の者に対する補助金の統合
- ・ すべての補助金等について見直し時期の設定を徹底（一定期間経過後（3年毎又は5年毎）において、継続・廃止・縮減等の見直し）

4 電子市役所の推進

(1) 情報化施策の推進

① 電子市役所の推進による効率的な行政運営

電算システムについては、効率的な行政運営の観点から業務の見直しを行い、段階的に整備するとともに、庁内業務システムについても速やかに整備を行い、業務の合理化・適正化を図る。

- ・ 利用方法や費用対効果を考慮した電算システムの段階的整備
- ・ 基幹システムの適正な運用と業務システムの速やかな整備

② 情報通信技術の利用による行政サービスの向上

情報通信技術を活用した情報公開を行うとともに、市民が情報端末を通じて、各種手続の申請や災害・防犯などの緊急情報の取得がリアルタイムでできるよう行政サービスを充実し、その普及と利用促進を図る。

- ・ 情報共有による市民参加の促進と行政運営の透明性の確保
- ・ 情報通信技術を活用した実用的な行政サービスの充実
- ・ ICT 環境の整備による市民への普及と利用促進

(2) 情報通信基盤の整備

① 情報通信ネットワークの整備

本庁、支所及び各公共施設等を結ぶ情報通信ネットワークを整備・強化して、迅速な行政サービスと業務処理を行う。

- ・ 情報通信ネットワークの整備
- ・ 高速情報通信環境の整備促進

② 情報セキュリティ対策の推進

職員の情報通信技術の活用能力を強化するとともに、個人情報保護の観点から厳格な情報セキュリティ対策を実施する。

- ・ 情報通信技術研修の強化
- ・ 情報セキュリティ対策の徹底